議案第178号

さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のように 定める。

平成21年11月25日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例 さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成16年さいたま市条例第66 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(経営の主体)

- 第3条 法第10条第1項の許可を受けて墓地等を 経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該 当する者でなければならない。ただし、市長が特 別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) [略]
 - (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第 4条第2項の宗教法人で、同法の規定により登 記された主たる事務所を市内に有するもの
 - (3) 墓地等の経営を目的として設立された公益社 団法人又は公益財団法人で、登記された<u>主たる</u> 事務所を市内に有するもの

(説明会の開催)

第7条 計画書を提出した計画者は、<u>所有者等(</u>墓地又は納骨堂にあっては敷地の境界線からの水平距離が100メートル以内、火葬場にあっては敷地の境界線からの水平距離が300メートル以内の土地又は建築物の所有者又は使用者<u>をいう。以下同じ</u>。)に対し、計画書の内容を周知するため、

改正前

(経営の主体)

- 第3条 法第10条第1項の許可を受けて墓地等を 経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該 当する者でなければならない。ただし、市長が特 別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) [略]
 - (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第 4条第2項の宗教法人で、同法の規定により登 記された事務所を市内に有するもの
 - (3) 墓地等の経営を目的として設立された公益社 団法人又は公益財団法人で、登記された<u>事務所</u> を市内に有するもの

(説明会の開催)

第7条 計画書を提出した計画者は、墓地又は納骨堂にあっては敷地の境界線からの水平距離が100メートル以内、火葬場にあっては敷地の境界線からの水平距離が300メートル以内の土地又は建築物の所有者又は使用者(以下「関係住民等」という。)に対し、計画書の内容を周知するため、

説明会を開催しなければならない。ただし、市長 が特別の理由があると認めるときは、この限りで ない。

2 [略]

(所有者等との協議)

- 第8条 所有者等は、墓地等の経営の計画について、第8条 関係住民等は、墓地等の経営の計画につい 計画者に対し意見を述べることができる。
- 2 計画者は、前項の規定により意見を述べた所有 <u>者等</u>と十分協議しなければならない。
- 3 「略]

(見解書の提出等)

第9条 「略]

2 計画者は、見解書を送付した後、当該見解書に 対する意見が所有者等から述べられたときは、速 やかにその旨を市長に報告するものとする。

(設置場所の基準)

- 第21条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に 適合するものでなければならない。ただし、市長 が特別の理由があると認めるときは、この限りで ない。
 - (1) 「略]
 - (2) 埋葬を行う墓地にあっては、当該墓地の境界 線から次に掲げる施設の敷地の境界線までの水 平距離が100メートル以上であり、かつ、飲 用水を汚染するおそれのない土地であること。

説明会を開催しなければならない。ただし、市長 が特別の理由があると認めるときは、この限りで ない。

2 [略]

(関係住民等との協議)

- て、計画者に対し意見を述べることができる。
- 2 計画者は、前項の規定により意見を述べた関係 住民等と十分協議しなければならない。
- 3 [略]

(見解書の提出等)

第9条 「略]

2 計画者は、見解書を送付した後、当該見解書に 対する意見が関係住民等から述べられたときは、 速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(設置場所の基準)

- 第21条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に 適合するものでなければならない。ただし、市長 が特別の理由があると認めるときは、この限りで ない。
 - (1) 「略]
 - (2) 埋葬を行う墓地にあっては、当該墓地の境界 線から学校教育法(昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校、同法第124条に規定 する専修学校、同法第134条に規定する各種 学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第39条に規定する保育所、医療法(昭和2 3年法律第205号)第1条の5第1項又は第 2項に規定する病院又は診療所(歯科医業のみ を行うものを除き、患者を入院させるための施 設を有するものに限る。以下「病院又は診療所 」という。)、同法第2条第1項に規定する助 産所(妊婦、産婦又はじょく婦を入所させるた めの施設を有するものに限る。以下「助産所」 という。)、都市公園法(昭和31年法律第7 9号)第2条第1項に規定する都市公園、老人 福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の 3に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施 設」という。)、介護保険法(平成9年法律第 123号)第8条第22項に規定する介護保険 施設(以下「介護保険施設」という。)その他 規則で定める施設及び居住の用に供する住宅(以下これらを「学校等」という。)までの水平 距離が100メートル以上であり、かつ、飲用 水を汚染するおそれのない土地であること。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第

- 1条に規定する学校、同法第124条に規定 する専修学校又は同法第134条に規定する 各種学校
- <u>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)</u> 第39条に規定する保育所
- ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1 条の5第1項に規定する病院又は同条第2項 に規定する診療所(歯科医業のみを行うもの を除き、患者を入院させるための施設を有す るものに限る。以下「病院又は診療所」とい う。)
- 工 医療法第2条第1項に規定する助産所(妊婦、産婦又はじょく婦を入所させるための施設を有するものに限る。以下「助産所」という。)
- <u>オ 都市公園法(昭和31年法律第79号)第</u> 2条第1項に規定する都市公園
- 力 老人福祉法(昭和38年法律第133号) 第5条の3に規定する老人福祉施設(以下「 老人福祉施設」という。)
- 十 介護保険法(平成9年法律第123号)第 8条第22項に規定する介護保険施設(以下 「介護保険施設」という。)
- <u>ク アからキまでに掲げるもののほか、規則で</u> 定める施設
- ケ 住宅(人の居住の用に供する建物又は人の 居住の用に供する部分を有する建物をいう。 次号オにおいて同じ。)
- (3) 埋蔵を行う墓地にあっては、当該墓地の境界線から次に掲げる施設(宗教法人法第3条に規定する境内地であって登記された主たる事務所が存するもの又はこれに隣接する土地に設置される墓地(当該宗教法人の宗派に属する者に限って埋蔵を認めるものに限る。)にあっては、次のアから工までに掲げる施設)の敷地の境界線までの水平距離が100メートル以上であること。
 - ア 病院又は診療所
 - イ 助産所
 - ウ 老人福祉施設
 - 工 介護保険施設
 - オ 住宅
- (4)・(5) [略]
- (6) 納骨堂にあっては、当該納骨堂の敷地の境界線から病院又は診療所、助産所、老人福祉施設及び介護保険施設の敷地の境界線までの水平距離が100メートル以上であること。
- (7) 火葬場にあっては、当該火葬場の敷地の境界線から第2号アからケまでに掲げる施設の敷地

(3) 埋蔵を行う墓地にあっては、当該墓地の境界 線から病院又は診療所、助産所、老人福祉施設 及び介護保険施設までの水平距離が100メートル以上であること。

(4)・(5) [略]

- (6) 納骨堂にあっては、当該納骨堂の敷地の境界線から病院又は診療所、助産所、老人福祉施設及び介護保険施設までの水平距離が100メートル以上であること。
- (7) 火葬場にあっては、当該火葬場の敷地の境界線から学校等までの水平距離が300メートル

の境界線までの水平距離が300メートル以上 であること。

(8) 「略]

(墓地の施設の基準)

- 第22条 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合す るものでなければならない。ただし、市長が特別 の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - (1)~(8) 「略]
 - (9) 合葬墓(縁故者のいない墳墓から焼骨を改葬 し、合わせて埋蔵するための施設をいう。)を 設置すること。

以上であること。

(8) 「略]

(墓地の施設の基準)

第22条 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合す るものでなければならない。ただし、市長が特別 の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1)~(8) 「略]

附 則

(施行期日)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に規定するもののほか、この条例による改正後のさいたま市墓地等の経営の 許可等に関する条例第3条第2号及び第3号、第21条第3号並びに第22条第9 号の規定は、この条例の施行の日以後に行う事前協議に係る墓地等の経営の許可又 は変更の許可について適用し、同日前に終了した事前協議に係る墓地等の経営の許 可又は変更の許可については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に存する埋蔵を行う墓地の区域を変更しようとする場合に おけるこの条例による改正後のさいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例第2 1条第3号の規定の適用については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例によ る。